(14) 事務局基本規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北信越サッカー協会(以下「本地域協会」という。)の 事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(事務局)

- 第2条 本地域協会の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局には有給の職員を置くことができる。
 - 3 会長は、事務総長の提案に基づき、管理職の地位にある職員を任免する。
 - 4 事務総長は管理職以外の職員を任免する。

(事務総長)

- 第3条 事務局の最高責任者として事務総長を置く。
 - 2 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。
 - 3 事務総長の任期は、2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時社員総会の終結の時まで)とする。
 - 4 事務総長は、本地域協会の社員代表者、理事、監事、司法機関若しくは各種委員会の委員長若しくは委員又は加盟団体の役職員を兼ねることができない。
 - 5 事務総長は、以下の事務を担当する。
 - (1) 社員総会及び理事会における決定に関する事項
 - (2) 社員総会、理事会及び各種委員会等への出席
 - (3) 社員総会、理事会及びその他機関の会議の運営
 - (4) 社員総会、理事会及び各種委員会の議事録の作成
 - (5) 財務及び会計に関する事項
 - (6) 文書の受発信に関する事項
 - (7)事務局の運営
 - (8) 管理職以外の職員の任免
 - (9) 管理職の地位にある職員の任免に関する会長への提案

(事務局に関する規定)

第4条 本規定に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する裁量権限 は、理事会の定めるところによる。

(改 正)

第5条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施 行)

第6条 この規則は、2023年4月1日から施行する。